

自書申告で、期限内納税を

平成11年分の所得税の確定申告期間は、3月15日(水)までとなっております。期限内に申告と納税を済ませましょう。

確定申告は「自書申告」で

所得税は、各人の所得に対して課税される税金であり、各人が、自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を正しく計算してこれを申告し、その申告した所得税額を自発的に期限内に納付する制度を採用しています。

このように所得税は、ご自分の所得に対して課税されるものですから、ご自分で確定申告書を作成し、お早めに郵送などにより提出してください。

納税は期限内に、振替納税のご利用を

平成11年分の確定申告による所得税の納期限は平成12年3月15日(水)です。できるだけお早めにお済ませください。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手数料が

会場 八千代特設会場
(万代シテイ第3駐車場内)
日時 3月15日(水)まで
午前9時～11時
午後1時～3時

納税証明書を請求される方へ

3月は、所得税・消費税等の確定申告のため窓口が大変混雑し、納税証明書を当日発行できない場合がありますので、できるだけ余裕をもって請求されますようお願いいたします。

また、申告及び納付後4月末ころまでの間に納税証明書を請求される場合には、「確定申告書控」と「領収証書」を持参してください。

なお、本人以外による請求の場合には、委任状が必要になります。

贈与税の申告と納税も3月15日(水)まで

平成11年中に、個人から土地、建物や住宅購入のための現金など60万円を超える財産の贈与を受けた人は、贈与税の申告が必要となります。3月15日までに申告と納税を済ませてください。

町内での申告と納税相談

区分	相談日・対象地区	時間・場所
農業所得者の確定申告と納税相談	3月1日(水) 上町・中央	午前9時～11時 午後1時～4時
	2日(木) 東町・川根町・茜ヶ丘	
	3日(金) 沢海	
	6日(月) 木津・二本木	
	7日(火) 小杉・藤山・駒込	
住民税の申告と納税相談	3月8日(水) 上町・中央	横越町役場 多目的ホール
	9日(木) 東町・川根町・茜ヶ丘	
	10日(金) 沢海	
	13日(月) 木津・二本木	
	14日(火) 小杉・藤山・駒込	

問い合わせ先

〒951-8685
新潟市営所通二番町
692番地5
新潟市 税務署
229-2151

固定資産の所有者及びその関係者に縦覧いたします。

固定資産課税台帳の縦覧期間について

平成12年度の課税に係る固定資産課税台帳を次の期間に、

▼期間 4月1日(土)から4月28日(金)まで
(土曜日・日曜日は除きます)
▼時間 午前8時30分～午後5時15分
▼場所 役場町民課

異動の際は忘れずに!

～国民健康保険～

届け出は14日以内をお願いします。

◇届け出が必要な事項

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健康保険のやめた証明書
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護をうけるとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	保険証、保険証
	出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	保険証

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節になりました。この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めていることでしょうか。そこで忘れてならないのが保険証の確認です。左表のような異動が生じたときは、14日以内に町民生活課国民健康保険係(☎385)へご連絡をお願いします。

交通事故にあつたら届け出を

交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかった場合、原則として保険は適用されませんが、国民健康保険の保険証を使って診療を受けることができます。保険証を使って診療を受けるときは、町民生活課に届け出をしてください。

◆ 住民異動の届出について ◆

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、早めに行ってください。

種類	期間	届出人	保健国民健康保険証	金手帳	国民年金	証明書	転出
転入届	横越町に引越してきたとき	引越してきてから14日以内	○	○	○		
転出届	横越町外に住所を移すとき	あらかじめ転出する日まで	○	○			
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内	○	○			
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内	○	○			

県内において、不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発していることから、窓口で身分確認を求める場合があります。なお、代理人による届出の場合は、委任状、印鑑を忘れずに持参してください。

